

新型コロナウイルスワクチン接種

問保健センター ☎995-3381

3回目接種について

3回目接種の間隔の短縮

3回目接種について、医療従事者などは2回目接種完了から6カ月、65歳以上の方は7カ月、64歳以下の方は8カ月間隔をあけて接種を受けることとなっています。

接種券の発送

2回目接種日	3回目接種券 発送予定日
令和3年9月1～30日	2月15日
令和3年10月1～15日	3月1日
令和3年10月16～31日	3月15日

3月1日からは、65歳以上の方は6カ月、64歳以下の方は7カ月に短縮できます（さらに短縮の可能性あり）。

3回目接種で使用するワクチン

3回目接種においては、ファイザー社製とモデルナ社製のワクチンが薬事承認されていますが、1・2回目接種に使用したワクチンの種類にかかわらず、どちらのワクチンでも十分な効果と安全性が確認されています。

モデルナ社製ワクチンにおける3回目接種は、1・2回目接種で使用した量の半量となります。2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

個別医療機関でのモデルナ社製ワクチンの使用

次の医療機関では、3回目接種において、モデルナ社製ワクチンを使用しています。日程によって使用するワクチンが異なる医療機関もありますので、詳しくは八潮市専用予約サイトで確認

またはコールセンターへお問い合わせください。

【ファイザー社製とモデルナ社製のワクチンを併用する医療機関】

- ・ 広瀬病院（八条2840-1）※2月13日からモデルナ社製を併用
- ・ 八潮駅前内科こどもクリニック（大瀬1-1-3フレスポ八潮2階）
- ・ 八潮耳鼻咽喉科クリニック（中央1-8-4 2階）
- ・ 八潮整形外科内科（南後谷865）

【モデルナ社製のワクチンを使用する医療機関】

- ・ 小関医院（中央1-26-13）

キャンセル待ち制度

集団接種会場での3回目接種（モデルナ社製ワクチン）において、急遽キャンセルが発生した場合にワクチンを有効活用するため、キャンセル分の接種にご協力いただける方を募集しています。

<申請方法>

- ・ 市ホームページ内から電子申請（電子申請・届出サービス）
- ・ 申請書（市ホームページ、保健センターまたは市役所総合案内で入手）を窓口または郵送で保健センターへ

国や県の接種センターでの接種

自衛隊の大規模接種センターや埼玉県南部ワクチン接種センターにおいて、モデルナ社製ワクチンを使用した3回目接種を実施しています。

詳しくは、防衛省ホームページ (<https://www.mod.go.jp/>) または県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/>) をご覧ください。

5歳から11歳までの方への接種

5歳から11歳までの方用の新型コロナウイルスワクチンが薬事承認されました。早ければ令和4年3月頃から開始される可能性があります。詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

接種状況（1月25日時点）

- 1・2回目接種通知発送数 約84,000人（12歳以上の方）
- 1回目接種済みの方 約72,700人（約86.5パーセント）
- 2回目接種済みの方 約72,000人（約85.7パーセント）

子育て世帯への臨時特別給付金 （市独自給付金）

国からの給付金の対象とならなかった「所得制限超過世帯」および「基準日以降の離婚などにより、給付金の対象とならなかったひとり親家庭など」に対し、市独自給付金として、児童1人当たり10万円を支給します。

問子育て支援課 ☎209

【所得制限超過世帯の方】

●対象の方には給付のお知らせを2月10日に発送し、**2月28日に振り込み**（申請不要）。

●基準日以降の転入などで給付のお知らせが届かなかった場合は、3月23日（必着）までに、申請書（市ホームページなどで入手）に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送で子育て支援課へ。

※受給を拒否される場合は、2月22日（必着）までに「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（市独自給付金）受給拒否の届出書」を提出してください。

【基準日以降に離婚などをされた方】

支給対象者…令和3年9月以降の離婚など（離婚協議中などで生計が別世帯となった方を含む）により、国の給付金の対象となる児童を養育しているものの、給付金を受給できなかった方（元配偶者などから給付金を受け取っている場合は対象外）

※3月23日（必着）までに申請が必要です。離婚したことなどを確認するため「戸籍謄本」などが必要になります。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します。

問社会福祉課 ☎822

【支給対象となる世帯】 次のいずれかに該当する世帯

- ①基準日（令和3年12月10日）において、原則、八潮市に住民登録があり、世帯全員の**令和3年度分の住民税均等割が非課税**の世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し**住民税非課税相当の収入**となった世帯（家計急変世帯）

【給付額】

1世帯当たり10万円（1世帯1回限り。①②の重複受給はできません）

【申請手続き】

●住民税均等割非課税世帯の支給対象となる方→**2月18日**に確認書を発送しますので、必要事項を記入のうえ、**5月18日まで**に郵送で社会福祉課へ

●家計急変世帯などの方→**9月30日まで**に郵送で申請が必要です。申請方法など、詳しくは市ホームページまたはコールセンターへお問い合わせください。

※窓口での申請にはコールセンターで予約が必要です。

八潮市臨時特別給付金コールセンター（2月18日から開設）

☎0120-187-666（受付日時＝毎日 午前8時30分～午後5時15分）